

3508号 2021年05月31日

解説

PwC あらた有限責任監査法人 公認会計士 川端 稔

IFRSをめぐる動向 第132回 資本の特徴を有する金融商品プロジェクト（FICEプロジェクト）に関する検討状況

- 2019年3月～2021年4月の審議 -

（30頁）

## 1. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会（IASB）の月次会議等における討議内容に基づき、IFRSをめぐる最新の動向の説明を目的としています。本稿では、資本の特徴を有する金融商品のプロジェクト（以下「FICEプロジェクト」という）に関して、2018年6月に公表されたディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」（DP）のコメント期間終了後の2019年3月から2021年4月までのIASB会議における主な検討状況と議論の概要を取り上げます。なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であることを予めお断りしておきます。

## 2. 背景

IAS第32号「金融商品：表示」（以下「IAS第32号」という）は、金融負債と資本性金融商品との区別に関する原則を設定しています。IAS第32号は、金融商品の金融資産、金融負債または資本性金融商品としての分類に適用されます。金融商品は、「一方の企業にとっての金融資産と、他方の企業にとっての金融負債または資本性金融商品の双方を生じさせる契約」とであるとIAS第32号において定義されています。

IAS第32号の要求事項は、これらの金融商品に対する適用により、財務諸表利用者に有用な情報を提供する分類結果をもたらしてきました。さらに、IASBは、2007年から2008年の国際的な金融危機の間にIAS第32号に根本的な問題の存在を示唆する証拠を認識していないと説明しています。

しかし、さまざまな特性を結合した金融商品、すなわち、単純な債券と普通株式の両方の異なる特性を含む金融商品である資本の特徴を有する金融商品、が増加しています。それらに対するIAS第32号の適用からさまざまな課題が生じています。これらの金融商品が

企業の財政状態および財務業績に与える影響を理解したいと望む財務諸表利用者が、それらの分類に関する疑問を提起してきました。加えて、これらの金融商品のさまざまな特性に関して表示および開示により提供される情報が限定的である状況への懸念も、財務諸表利用者から示されています。

また、財務諸表作成者である企業は、IAS 第 32 号を個別の資本の特徴を有する金融商品に適用する際に課題に直面してきました。これらの課題の存在は、さまざまな協議への回答や IFRS 解釈指針委員会を通じて、IASB に認識されています。こうしたフィードバックに対応して、IASB は、資本の特徴を有する金融商品への IAS 第 32 号の適用に関する課題を検討するため、FICE プロジェクトをリサーチ・プログラムに追加しました。そして、IASB は、資本の特徴を有する金融商品の分類、表示および開示に関する予備的見解を開発し、2018 年 6 月に DP を公表し、2019 年 1 月までのフィードバックを求めました。

### 3. IASB の審議の方向性について

#### (1) フィードバックの検討

IASB は、2019 年 3 月の IASB 会議において、DP に対するコメント・レターおよびアウトリーチを通じて、フィードバックから生じているテーマについて議論を行いました。また、IASB は、2019 年 6 月と 7 月の IASB 会議において、フィードバックの要約について議論を行いました（図表 1 参照）。

図表 1 フィードバックの要約

DP	項目	2019 年 6 月 IASB 会議	2019 年 7 月 IASB 会議
第 1 章	目的、範囲および課題		5E
第 2 章	IASB の選好するアプローチ	5A	
第 3 章	非デリバティブ金融商品の分類	5B	
第 4 章	デリバティブ金融商品の分類	5C	
第 5 章	複合金融商品および償還義務の取決め	5D	

第6章	表示		5A（金融負債） 5B（資本性金融商品）
第7章	開示		5B（開示）
第8章	契約条件		5C
	プッタブルの例外と IFRIC 第2号「協同組合に対する組合員の持分および類似の金融商品」	5E	
	財務諸表利用者からのフィードバック		5D

（2019年6月と7月のIASB会議のアジェンダ・ペーパー5をもとに作成）

## （2）FICEプロジェクトの方向性

IASBは、2019年9月のIASB会議において、FICEプロジェクトの方向性について審議を行いました。DPの公表前にすでに認識されていたように、IAS第32号を適用する際には、会計上の多様性と適用上の課題が存在しています。この点について、DPの回答者から何らかの形での基準設定に賛成しているという明確なメッセージが聞かれたとの説明がIASBスタッフからなされました。IASBは、IASBスタッフの分析に基づき、FICEプロジェクトの方向性に関して、図表2に記載された代替案について議論しました。

図表2 提案された代替案

代替案	方向性	特徴
代替案A	新しいアプローチを開発するための根本的なレビュー	IASBは、出発点は何であるべきかを決定する上で柔軟性を確保できる。

代替案 B	DP に示された IASB の選考するアプローチに多少の変更と改良を実施	分類の原則は、いくつかの明確化または変更を加えた上で、DP において提案された時期と金額の特徴を用いて明確にされる。
代替案 C	明確化による IAS 第 32 号の改訂	いくつかの原則についての明確化により、実務上の問題に対処する。
代替案 D	IAS 第 32 号の狭い範囲の修正	金融商品の特定の事実パターンまたは特徴に対する要求事項の追加または修正などにより対応する。
代替案 E	開示のみのプロジェクト	分類要件が IAS 第 32 号から変更されないと仮定した場合における開示提案の精緻化を図る。

(2019 年 9 月の IASB 会議のアジェンダ・ペーパー 5 をもとに作成)

14 名の IASB のメンバー全員は、IAS 第 32 号のいくつかの原則の明確化によって実務上の問題に対処するアプローチである代替案 C の採用を暫定的に決定しました。IASB は、本プロジェクトの範囲を決定するためのアジェンダ・ペーパーに示された目的および判断規準についても、いくつかの提案を条件として、暫定的に同意し、詳細なプロジェクト提案を作成するように IASB スタッフに指示しました。

(3) 発行者自身の資本性金融商品で決済されるかまたは決済される可能性のある金融商品の分類

IASB は、2019 年 10 月の IASB 会議において、FICE プロジェクトに関する計画について議論しました。特に、IASB は、FICE プロジェクトの範囲で扱う可能性のある実務上の論点、および各論点についての IASB の審議の開始予定を示したプロジェクト日程について議論しました。スタッフにより提示された日程案は、図表 3 のとおりです。

**図表 3 計画の議論において提示された日程案**

時期	分類	表示および開示
2019年 第4四半期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発行者自身の資本性金融商品で決済する金融商品（「固定対固定」の条件を含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リサーチおよびアウトリーチ</li> </ul>
2020年 上期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条件付決済条項</li> <li>・ 法規制の影響</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DP における開示の提案についての追加的な開発</li> </ul>
2020年 下期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業の清算時にのみ発生する義務（永久債）</li> <li>・ 企業の資本性金融商品を償還する義務（NCI プットを含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 追加的な開示の要求事項に関する開発</li> <li>・ DP における表示の提案についての追加的な開発</li> </ul>
2021年 上期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再分類およびその他の論点</li> <li>・ 全体的な整合性の検証および分類原則の評価</li> <li>・ 分類の決定に照らして、開示提案への追加または修正が必要かどうかに関する評価に基づく開示の再検討</li> </ul>	

（2019年10月のIASB会議のアジェンダ・ペーパー5をもとに作成）

IASBは、以降のIASB会議において、FICEプロジェクトの範囲における実務上の論点および潜在的な解決策の実行可能性について、発行者自身の資本性金融商品で決済されるかまたは決済される可能性のある金融商品についての資本または負債への分類から議論する対応としました。

IASBは、2019年12月のIASB会議において、IAS第32号の明確化の可能性として、企業自身の資本性金融商品で決済されるかまたは決済される可能性のある金融商品进行分类する際の実務における課題への対処における基本原則について議論しました。特に、IASBは、自己の資本に係るデリバティブの分類に関する基礎となる「固定対固定」の原則の明確化について検討しました。

さらに、IASBは、2020年4月のIASB会議において、企業自身の資本性金融商品で決済される金融商品の分類に関する「固定対固定」の原則を明確化する方法についての議論を継続しました。

#### (a) 企業自身の資本性金融商品で決済される金融商品の分類に関する基本原則

IASB は、自己の資本に係るデリバティブが IAS 第 32 号における「固定対固定」の要件を満たすためには、基礎となる資本性金融商品のそれぞれと交換される機能通貨単位の数が固定であるか、または、「許容される維持調整」もしくは「許容される時の経過の調整」のいずれかのみに関連しなければならないとする取扱いを、14 名の IASB メンバーのうち 13 名の賛成により暫定的に決定しました。さらに、IASB は、デリバティブ以外の企業自身の資本性金融商品の固定数を別の種類のデリバティブ以外の企業自身の資本性金融商品の固定数との交換によって決済できる契約を、資本として分類する取扱いについても、14 名の IASB メンバーのうち 13 名の賛成により暫定的に決定しました。

#### (b) 企業自身の資本性金融商品で決済される金融商品に関する調整の原則

IASB は、維持調整により将来の株主の相対的な経済的持分を既存の株主と同等かまたそれを下回るように維持される場合、企業は、自己の資本に係るデリバティブを資本性金融商品としての分類を要求される取扱いを暫定的に決定しました。14 名の IASB メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成しました。さらに、IASB は、時の経過の調整が次の両方に該当する場合、企業は、自己の資本に係るデリバティブを資本性金融商品としての分類を要求される取扱いを、14 名の IASB メンバーのうち 10 名の賛成により暫定的に決定しました。

- ・ 事前に決定されており、時の経過にのみ連動する。
- ・ 現在価値に関して、基礎となる資本性金融商品当たりの機能通貨単位の数を固定している。

#### (4) 基準設定プログラムへの移行

IASB は、2020 年 12 月の IASB 会議において、FICE プロジェクトをリサーチ・プログラムから基準設定プログラムに移すべきかどうかについて議論しました。IASB は、次の決定を行いました。

- ・ FICE プロジェクトを基準設定プログラムに追加する。
- ・ 各諮問機関の専門知識を引き続き利用し、FICE プロジェクト専用の諮問グループは設置しない。

出席した 12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成しました。

#### (5) 資本の特徴を有する金融商品の開示の精緻化

IASB は、2021 年 2 月の IASB 会議において、次の項目について議論を行いました。

- ・企業が発行する金融商品に関して要求される開示についての考えられる精緻化

IASB は、DP における開示の提案，すなわち，清算時の優先順位，潜在的な希薄化，および契約条件に関する情報の提案についての考えられる精緻化について議論しました。IASB は何も決定を求められませんでした，開示案の目的および範囲についてさらに検討するよう IASB スタッフに指示しました。

- ・企業の清算時にのみ発生する義務を伴う金融商品の分類，表示および開示についての考えられる精緻化

IASB は、企業の清算時にのみ発生する義務を伴う金融商品の会計処理における課題について議論を行い，さらに，それらの課題に対処するための考えられる分類，表示および開示についても議論を行いました。IASB は，このような金融商品の分類について変更せず，その代わりに，それらに関する表示および開示の要求事項の開発を，13 名の IASB メンバーのうち 12 名の賛成により暫定的に決定しました。

#### (6) 資本の特徴を有する金融商品の開示の精緻化

さらに，IASB は 2021 年 4 月の IASB 会議において，上記の開示の論点について議論を継続して行いました。IFRS 第 7 号「金融商品：開示」に組み込むために提案された開示項目の概要は，図表 4 に記載したとおりです。

図表 4 2021 年 4 月の IASB 会議で暫定決定された開示項目の概要

論点	暫定決定された開示項目
契約条件 アジェンダ・ペーパー5A	金融負債と資本性金融商品の両方の特徴を有する金融商品（単独のデリバティブを除く）について (a) 資本性金融商品に分類される金融商品における「債務に類似した特性」の開示 (b) 金融負債に分類される金融商品における「資本に類似した特性」の開示 (c) 金融負債，資本性金融商品または複合金融商品の分類を決定する，債務に類似した特性及び資本に類似した特性の開示

<p>清算時の優先順位 アジェンダ・ペーパー5B</p>	<p>審議会は何も決定を行わなかった。</p>
<p>潜在的な希薄化 アジェンダ・ペーパー5C</p>	<p>(a) 発行済の潜在的普通株式のそれぞれの種類について、企業が引き渡しを要求される可能性のある追加的な普通株式の最大数の開示</p> <p>(b) 買い戻しが要求される普通株式の最小数の開示</p> <p>(c) (a) 及び (b) の過去の報告期間からの重大な変動の発生源及びこれらの発生源が当該変動にどのように寄与したのかの開示</p> <p>(d) 最大限の希薄化の可能性の理解への目的適合性のある契約条件（株式に基づく報酬契約の説明について IFRS 第2号「株式に基づく報酬」で要求されている開示への相互参照を含む）の開示</p> <p>(e) 発行済株式数を減少させる可能性のある株式買戻プログラム又は他の取決めの説明の開示</p>

(2021年4月のIASB会議のアジェンダ・ペーパー5A, 5Bおよび5Cをもとに作成)

IASBは、清算時の優先順位に関する情報の開示および2019年10月に議論したプロジェクト計画に含まれていた他のトピックについて引き続き議論する予定であるとされています。